利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	（事業費用） 支払利息 信託の運用損 有価証券評価損 償還差損 信託等売買手数料 雑費		経常収益	（事業収益） 雑収入 （運用収入） 利息及び配当金	貸付金利息 預金利息 有価証券利息 配当
特別損失	前期損益修正損 固定資産売却損 固定資産除却損 固定資産評価損		特別利益	信託の運用益 有価証券評価益 償還差益 前期損益修正益 固定資産売却益 固定資産評価益	
当期利益金	当期利益金		当期損失金	当期損失金	

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第三項中「都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）から同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）」を「地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「機構保存本人確認情報」という。）」に改める。

第百二十九条第三項、第百三十条第三項、第百三十五条第二項、第百三十六条第二項、第百三十七条第二項、第百三十九条第三項、第百四十一条第二項、第百四十二条第二項、第百四十五条第二項、第百四十九条第四項、第百五十条第二項、第百五十一条第二項及び第百五十三条第三項中「知事等から本人確認情報」を「地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報」に改める。

第百五十六条の二第一項中「知事等から年金受給権者に係る本人確認情報」を「地方公共団体情報システム機構から年金受給権者に係る機構保存本人確認情報」に改め、同条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第百五十六条の三の見出しを「（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）」に改め、同条第一項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第百五十九条第一項及び第百六十一条中「知事等から本人確認情報」を「地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報」に改める。

附則第二十七条の表中

「改正前施行規程第百一条の三第一項	組合は、
組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条、第百二十八条第一項、第百二十九条第三項、第百三十条第三項、第百三十五条第二項、第百三十六条第二項、第百四十一条第二項、第百四十二条第二項、第百四十五条第二項、第百四十九条第四項、第百五十条第二項及び第百五十一条第二項において「旧法」という。）第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下この条において「旧施行規程」という。）第百一条の三第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）は、	知事等から本人確認情報
改正前施行規程第百一条の三第三項	本人確認情報

を、

組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条、第百二十八条第一項、第百二十九条第三項、第百三十条第三項、第百三十五条第二項、第百三十六条第二項、第百四十一条第二項、第百四十二条第二項、第百四十五条第二項、第百四十九条第四項、第百五十条第二項及び第百五十一条第二項において「旧法」という。）第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下この条において「旧施行規程」という。）第百一条の三第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）は、	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「機構保存本人確認情報」という。）
改正前施行規程第百一条の三第一項	機構保存本人確認情報